新潟県条例第13号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正）

第１条　新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第９項及び法第29条第４項において準用する場合を含む。）及び法第34条第７項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第２項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第９項及び法第29条第４項において準用する場合を含む。）及び法第34条第７項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第２項ただし書の規定に基づき、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は特別保護指定区域（以下「指定猟法禁止区域等」という。）を表示する標識の寸法を定めるものとする。

（新潟県環境影響評価条例の一部改正）

第２条　新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第２（第２条関係） (1)　（略） (2)　<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により指定された特別保護地区 (3)～(7)　（略）	**別表第２**（第２条関係） (1)　（略） (2)　<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により指定された特別保護地区 (3)～(7)　（略）

（新潟県手数料条例の一部改正）

第３条　新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
15の5	<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第41条の規定に	狩猟免許申請手数料	(1) <u>鳥獣の保護及び管理並</u>	（略）

改　　正　　前

別表（第３条関係）

(1)　（略）

(2)　県民生活・環境部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
15の5	<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩	狩猟免許申請手数料	(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の</u>	（略）

	基づく狩猟免許の申請に対する審査		びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者に係るもの			猟免許の申請に対する審査		適正化に関する法律第49条各号に掲げる者に係るもの	
			（略）					（略）	
15の6	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第２項の規定に基づく狩猟免状の再交付	（略）		（略）	15の6	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第２項の規定に基づく狩猟免状の再交付	（略）		（略）
15の7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第１項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	（略）		（略）	15の7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第１項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	（略）		（略）
15の8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第１項の規定に基づく狩猟者の登録	（略）		（略）	15の8	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第１項の規定に基づく狩猟者の登録	（略）		（略）
15の9	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第１項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録	（略）		（略）	15の9	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第１項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録	（略）		（略）
15の10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基	（略）		（略）	15の10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者	（略）		（略）

	づく狩猟者登録証の再交付			
15の11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	（略）		（略）
（略）				

(2)の２～(9)　（略）

	登録証の再交付			
15の11	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第５項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	（略）		（略）
（略）				

(2)の２～(9)　（略）

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第４条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後

別表（第２条関係）

(1)・(2)　（略）

(3)　県民生活・環境部関係

事務	市町村
（略）	
８　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)　法第９条第１項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。）の捕獲等をしよう	（略）

改　正　前

別表（第２条関係）

(1)・(2)　（略）

(3)　県民生活・環境部関係

事務	市町村
（略）	
８　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)　法第９条第１項の規定による鳥獣の捕獲の許可（学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥獣（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ、サドカケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。）の捕獲をしようとする場合（飛行場の区域内で安全	（略）

とする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るものに限る。） (2)～(8)　（略） (9) 法第19条第１項の規定による飼養の登録 (10)～(23)　（略） (24)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）第７条第11項の規定による許可証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理 (25)～(31)　（略）		航行のため捕獲をする場合を除く。）に係るものに限る。） (2)～(8)　（略） (9) 法第19条第１項の規定による飼養鳥獣の登録 (10)～(23)　（略） (24)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）第７条第11項の規定による許可証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理 (25)～(31)　（略）	
８の２　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）	８の２　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の規定による鳥類の卵の採取の許可（学術研究又は鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止のため鳥類（ミゾゴイ、ハクガン、サカツラガン、ヒクイナ、アカモズ、ウミウ、チュウサギ、マガン、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオジシギ、コノハズク、オオコノハズク、アオバズク、ヨタカ、ヤマセミ、コサメビタキ、サンコウチョウ、キバシリ、ノジコ及びサドカケスを除く。）の卵の採取をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取をする場合を除く。）に係るものに限り、２以上の市町村の区域に係るものを除く。）	（略）
（略）		（略）	
(4)～(9)　（略）		(4)～(9)　（略）	

附　則

この条例は、平成27年５月29日から施行する。